

甲州市電動アシスト自転車購入費補助金交付要綱

令和6年6月28日

告示第109号

(趣旨)

第1条 この要綱は、甲州市ゼロカーボンシティ推進事業計画に基づく脱炭素社会の実現に向けて、環境負荷の少ない電動アシスト自転車を購入した者に対し、予算の範囲内で甲州市電動アシスト自転車購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて甲州市補助金等交付規則（平成17年甲州市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象自転車)

第2条 補助金の交付の対象となる電動アシスト自転車（以下「補助対象自転車」という。）は、未使用のものであり、かつ、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 人の力を補うため原動機を用いるものであって、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の3に規定する基準を満たしていること。
- (2) 道路交通法施行規則第39条の3第1項に規定する認定を受けている型式のものであること。
- (3) 防犯登録（自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項に規定する防犯登録をいう。以下同じ。）がされていること。
- (4) 自転車安全整備（公益財団法人日本交通管理技術協会が定める自転車安全整備制度に基づく自転車安全整備士による整備（TSマークの貼付を含む。）をいう。以下同じ。）を受けていること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下この条において「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第5条の規定による申請を行う日において、本市の住民基本台帳に登録されていること。
- (2) 補助対象者又は補助対象者と同一世帯に属する者が使用するために補助対象自転車を購入したこと。

- (3) 補助対象者及び、補助対象者と同一世帯に属する者に市税等の滞納がないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象自転車の購入費用に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、2万円を限度とする。

- 2 補助金の交付は、一の世帯につき補助対象自転車1台の購入に係る1回に限るものとする。ただし、補助対象自転車を購入した日の翌日から起算して3年を経過した日以降に購入した補助対象自転車については、補助金の交付の対象とすることができる。

(補助金交付申請兼実績報告)

第5条 規則第2条の規定による申請は、補助対象自転車を購入した日の属する年度の末日までに甲州市電動アシスト自転車購入費補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 領収書の写し
- (2) 購入業者名が記入されている保証書の写し
- (3) 自転車全体の写真
- (4) 自転車安全整備を受けていることが確認できる書類
- (5) 防犯登録がされたことが確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による申請は、規則第6条の規定による実績報告とみなす。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 規則第4条の規定による通知は、甲州市電動アシスト自転車購入費補助金交付決定兼額確定通知書（様式第2号）により行うものとする。

- 2 前項の規定による通知は、規則第7条の規定による通知とみなす。

(財産処分の制限)

第7条 補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得した自転車を、補助対象自転車を購入した日の翌日から起算して3年を経過した日以前に売却し、贈与し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供しようとする（以下「処分等」という。）ときは、あらかじめ甲州市電動アシスト自転車購入費補助金に係る財産処分等承

認申請書（様式第3号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を精査し、処分等を承認したときは、甲州市電動アシスト自転車購入費補助金に係る財産処分等承認通知（様式第4号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による承認をするときは、当該補助事業者に対し、期限を定めて補助金の全部又は一部の額の返還を命ずるものとする。ただし、天災等による破損、当該補助事業者の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由で当該補助対象自動車を処分等するときは、この限りでない。
- 4 第2項の規定による承認を受けた補助事業者は、当該承認に係る処分等をしたときは、甲州市電動アシスト購入費補助金に係る財産処分等報告書（様式第5号）により、市長にその旨を報告しなければならない。

（補助金の取消し）

第8条 規則第8条の規定による通知は、甲州市電動アシスト自転車購入費補助金取消通知書（様式第6号）により行うものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年7月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）甲州市長

申請者 住 所
氏 名
電 話

甲州市電動アシスト自転車購入費補助金交付申請兼実績報告書

甲州市電動アシスト自転車購入費補助金の交付を受けたいので、甲州市電動アシスト自転車購入費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、この申請にあたり、私の世帯の市税の滞納状況を確認することについて同意します。

1. 申請の概要

1. メーカー名	
2. 型番	
3. 購入日	年 月 日
4. 車両本体価格（税込）	円
5. 補助金交付申請額	円

添付書類

- （1） 購入自転車に係る領収書の写し
- （2） 購入業者名が記入されている保証書の写し
- （3） 購入自転車全体の写真
- （4） 自転車安全整備を受けていることが確認できる書類
- （5） 購入自転車について防犯登録がされたことが確認できる書類
- （6） その他市長が必要と認める書類

2. 補助金の口座振込先

金融機関名	支店名	区分	口座番号	口座名義 （申請者と同一のこと）
		普通 当座		カ タ カ ナ

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

甲州市長



甲州市電動アシスト自転車購入費補助金交付決定兼額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった、甲州市電動アシスト自転車購入費補助金
については、次のとおり交付することを決定したので通知します。

補助金交付決定額 _____ 円

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）甲州市長

申請者 住所
氏名
電話

甲州市電動アシスト自転車購入費補助金に係る財産処分等承認申請書

年 月 日付け甲州環第 号をもって補助金の交付決定を受けた補助事業に関する財産処分について、甲州市電動アシスト自転車購入費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

- 1 処分する車両 メーカー名： _____
型 番： _____
- 2 処分の予定日 年 月 日 財産取得日からの期間 年 月
- 3 処分の内容 売買 贈与 交換 廃棄 貸し付け その他（ _____ ）
- 4 処分の理由 _____

- 5 処分の条件（該当項目に○をつける。その他の場合には理由を記入）
 1. 補助金を返納します。
 2. その他 _____

添付書類

1. 市長が必要と認める書類

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

甲州市長



甲州市電動アシスト自転車購入費補助金に係る財産処分等承認通知書

年 月 日付けで申請のあった、甲州市電動アシスト自転車購入費補助金に係る財産処分については、次のとおり承認したので通知します。

- 1 対象車両 メーカー名： _____
型 番： _____
- 2 返還金額 _____円
- 3 返還方法 別添の納付書により、納付期限までに納付してください。

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）甲州市長

住所

氏名

電話

甲州市電動アシスト自転車購入費補助金に係る財産処分報告書

年 月 日付け第 号で処分の承認を受けた財産について、次のとおり処分したため報告します。

処分の方法

処分が完了した日

年 月 日

備考

上記の記載内容を証明する書類として別紙のとおり添付します。

様式第6号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

甲州市長



甲州市電動アシスト自転車購入費補助金取消通知書

年 月 日付けで決定した甲州市電動アシスト自転車購入費補助金事業
については、次のとおり交付決定を取り消したので通知します。

1 交付決定通知書番号 _____ 年 月 日付け第 号 _____

2 取り消しの理由 _____

